

2025年3月26日

吹田市長 後藤 圭二 様



吹田市労働組合連合会

執行委員長 寺坂 美香



2025年市労連健康・福利厚生統一要求書

2月26日に開催した吹田市労連第80回臨時総会において2025年市労連健康・福利厚生統一要求を満場一致で決定いたしました。これらの要求を真摯に受け止め、雇用者責任を果たすよう求め、団体交渉の開催を申し入れます

権限を有する交渉責任者の出席のもと、誠実に交渉に応じるよう求めます。

Ⅰ 健康でいきいきと働き続けるために

(1) 職員が健康で働きやすく、いきいきと働き続けるための職場環境をつくること

- ① 職員一人あたりの執務スペースの拡充や、バリアフリー設備の充実、障がいを持つ職員も含めた働きやすい職場環境を整備すること。会議室、休憩室、更衣室、空調設備、トイレなど、職場施設の改善すべき箇所については要求を真摯にうけとめ、庁舎計画をたて、実行すること。
- ② 保育所、学校給食その他出先職場において、労働安全衛生規則に「男性用と女性用に区別すること」と定められている更衣室・休憩室・トイレの整備・改善を行うこと。夏季の室内気温等の実態をふまえ、調理場や休憩室の冷房設置を行うとともに、妊娠している職員や障がいを持った職員、市民への合理的配慮の提供として、和式トイレしか設置されていない施設に洋式トイレの設置を早期に行うこと。
- ③ 感染症予防のための換気実施やクールビズやウォームビズによる空調の温度設定のもと、職場の気温の実態を調査するとともに、事務所衛生基準規則に「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない」と定められていることをふまえ、時間外も含めた空調運転を柔軟に行うこと。
- ④ 保育所、学校給食その他出先職場における夏季の室内気温等の実態をふまえ、調理場や休憩室の冷房設置を早期に行うこと。
- ⑤ 庁舎や施設の新築・改修工事にあたっては、中央図書館北千里分室(当時)におけるシックハウス問題の教訓に基づいた対応引き続き行い、再発を防止すること。また、不調を訴えた職員に対しては迅速な対応を行うこと。
- ⑦ 災害時に対応する職員については、安全・健康管理などに配慮すること。休憩や仮眠ができ、食事ができる場所を確保すること。食料・飲料、マスク、手指消毒薬などの必要な物資を確保すること。やむを得ず長

期間にわたる時間外・休日労働を行わせた職員に対しては、健康調査及び産業医による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じること。

- ⑧ 老朽化した庁舎や学校施設などの耐震化や補修を速やかに実施し、災害が発生しても安心して業務に専念できる職場環境の改善を図ること。

⑨ アスベスト対策

- ・災害に備えアスベストの飛散・ばく露対策を行うこと。大阪北部地震では、アスベストの飛散防止対策を講じていた公共施設が被災し、アスベストが露出したことをふまえ、調査で明らかになったアスベストを含む吹付材が使用されている施設については、早急に完全撤去などの万全な対策を行うこと。
- ・施設利用者をはじめとした市民と職員について、アスベストによる健康被害の実態把握を行うこと。また、健康診断を実施し希望者が全員受診できるようにすること。
- ・吹付材が飛散する可能性のある施設だけにとどまらず、アスベストを使用した製品全般まで範囲を広げて、業務上で曝露する恐れのある職員に対する対策を行うこと。

(2) 職員の過労死・健康被害防止対策をすすめること

- ① 適正な労働時間把握に責任を果たすとともに、長時間労働による過労死及び健康被害の防止など、職員のいのちと健康を守るための安全配慮の徹底を図ること。
- ② 2025年度の「36協定」の締結にあたっては、2024年度の実績をふまえ、実効性ある時間外労働の縮減に向けて労使協議を前庭とした対応を図ること。
- ③ 「時間外労働の上限時間」や「過労死ライン」を超えるような勤務実態を是正するための具体的な対策を講じること。
- a. 労働基準監督機関として「労働基準法33条3項」の濫用が行われないよう指導の徹底を図ること。
 - b. 労働基準監督機関として「労働基準法33条1項」の厳格かつ限定的な運用がなされるよう指導の徹底を図ること。
- ④ あらゆる危機に対応できる人員体制を確保すること。年度途中であっても職員採用の実施など対応を図ること。なお、勤務間インターバルが確保できる体制整備など、労働安全衛生の観点からも、具体的な改善策を講じること。
- ⑤ 安全衛生委員会などの機会を通じ、改定された「過労死の防止のための対策に関する大綱」および、「脳・心臓疾患の労災認定基準の改正」に係る周知・啓発を図ること。また、それをふまえた具体的な対策の徹底を図ること。

(3) 病気休職者も復職者も職場の仲間も安心できる制度・職場環境をつくること

- ① 長期病気休職者の発生している職場には、正職員の配置をおこなうとともに、病気休暇者の復職前後の対応の制度化を早期におこなうこと。
- ② メンタルヘルスによる病気休職者の復職支援制度が実現したもとで、復職前の対応として任意で実施できる「通勤訓練」や「試し出勤」についても通勤費を保障し、通勤災害の適用を認めて制度化すること。

- ③ がんと闘う職員と職場の共生プログラムに基づき、引き続き治療と職場生活の両立支援を行うこと。
- ④ その他の疾病についても、長期の療養を要する職員に治療と職場生活の両立支援策を講じること。復職後の疾病や就労の継続等に対する不安や自信の低下等の心理的負担を軽減するサポートを行うこと。
- ⑤ 時としてメンタルヘルス不調や病気休職の原因になるハラスメントを許さない職場を目指し、ハラスメントに対する啓発や、具体的な対策ができる体制づくり、ハラスメントを生まない組織づくりを行うこと。

(4) 健康診断などを疾病構造等にみあうよう、さらなる内容の充実をはかること

- ① 職員の健康状態把握、新たな疾病や職業病などについて、調査・研究・検討を行い、職場での対策を確立すること。
- ② 骨粗しょう症検診、肺がん検診、心電図検査（負荷心電図）などの実施、血液検査での検査項目の拡大を行うこと。
- ③ 生活習慣病予防のための有効な対策（メタボ対策指導、禁煙指導、健康講座の開催など）を、さらに充実し、実施すること。
- ④ さらなる受診率の向上のために、使用者責任を明確にしたとりくみを引き続き強化すること。
- ⑤ 健診後の本人通知・健康指導（個人と職場）・受診指導をさらに充実させるとともに、健康情報を総合的に蓄積し、中・長期的なフォローをおこなうこと。とりわけ、健診で要治療・要検査となった場合は、通院等の保障制度を早急に確立すること。健診の受診を保障するため、離れた場所での受診を余儀なくされた場合には出張扱いとし、旅費を支給すること。
- ⑥ 給食調理員の「手指障害」など職業病について現在発生している実態をつかみ、その対策を講じること。
- ⑦ 過労死等の発生を防ぐため、全職員の健康実態把握を行い必要な健康対策を講じること。また、長時間残業が恒常化している職場の職員や、図書館司書・学童保育指導員・給食調理員・福祉職場の職員など、健康悪化の著しい職場・職種の実態を把握し、その対策を講じること。時間外勤務の上限を超える長時間労働が継続している職員や、月100時間を超える時間外勤務を行っている職員が存在する職場については、緊急に抜本的な対策を行うこと。
- ⑧ B型・C型肝炎・エイズ・結核など感染症について、総合的な感染防止策を確立するとともに、新型インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの新型感染症に対する万全の対策を講じること。
- ⑨ ダイオキシン対策として、該当職場に対策委員会を設置するにとどまらず、委託労働者も含めて血液検査・健診及び職場環境整備を行うこと。
- ⑩ 健康診断の業者選定にあたっては、費用の安さのみを基準に選定するのではなく、健診水準の信頼性・継続性を確保できるようにすること。

(5) 頸肩腕・腰痛健診などの特別健診については、市民病院看護師をふくめ、希望者全員が受診できるようにすること

健診後のフォローとして、速やかな指導などを含めて十分に説明を行い、結果の如何を問わず、全員を対象とした予防指導を行うこと。注意を要する状態の職員がいる職場に対する悪化や発生を防ぐ措置を講じ

ること。また、リハビリ勤務要綱が、すべての職種に適用されるようにすること。

(6) 人間ドックの利用について、正規職員も非正規職員も本人負担なしで受診できるようにすること。

人間ドックを十分に利用できるよう、人間ドック休暇を2日ずつ年2回取得できるよう改善すること。また、引き続き脳ドックやオプション検査を利用しやすくなるよう吹田市として必要な措置を行うこと。

(7) 職場における安全対策について、ヒヤリハットの取り組みなど具体的に対策をすすめること

とくに、学校校務職場では、単独で危険を伴う高所作業などを行なうことを余儀なくされている状況のもとで事故が多発しているため、具体的な安全策として、労働安全衛生法第62条に基づく高齢者配慮を行い、安全教育や研修の充実を図ること。

(8) 自治体 DX をすすめるにあたり、職場のデジタル化がいつそうすすむ中で、VDT(情報機器)労働による健康障害を生み出さないよう、作業環境を整備すると同時に、吹田市情報機器作業労働安全衛生管理基準を周知徹底し、遵守すること。

- ① 作業環境の日常的な点検(照度・うつりこみ等)を重視し、照度計・温湿度計などの必要な点検器具の配備を行うとともに、総合的・科学的な作業環境調査(産業医等による情報機器作業職場への巡視活動)を定期的に行うこと。
- ② 作業管理の徹底のため、研修、啓発の強化、説明会開催をはじめフォローの充実などを行うこと。
- ③ ノートパソコンの使用実態をふまえ、人間工学上の配慮を行うこと。情報機器作業に適した高さの事務机や、ひじ掛付きOA椅子の設置、外付け機器(キーボードやディスプレイ)の利用など作業環境の改善を早急に行うこと。
- ④ 総合的な電磁波対策の調査・研究を行うこと。
- ⑤ 在宅勤務を行う際の作業環境整備の留意点について該当職員に周知すること。

(9) 女性が安心して働き続けられるための対策を行うこと

- ① 乳がん検診、子宮がん検診充実させること。
 - ・すべての年代の女性職員に受診機会を保障すること。
 - ・検診期間を延長すること。
 - ・再検査について通院保障をすること。
 - ・40歳未満の乳がん検診が廃止されたもとで、毎月の自己検診が有効であることの啓発や研修を行うこと。健康教室の開催や定期健診時にミニ講習を行うなど、啓発の機会を拡大すること。
 - ・40歳以上の職員については、乳がん健診を毎年受診できるようにすること。
- ② 妊娠中の職員に対しては、妊娠初期から軽作業への転換等の策を講じること。また、そのための作業補助員等の体制も確保すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として妊娠中の職員への在宅勤務等の措置を確実に行之、母子の健康

を守ること。配置基準のある職場においては、産休の開始を待たず、早い段階から正規職員による加配を行うこと。

(10) 中高年者が安心して働き続けられるための対策を行なうこと

- ① 定年延長により65歳まで定年が引き上げられるもとで、高年齢の職員はもとより、すべての年代の職員に疲労の蓄積が起こらないよう配慮した職場改善をおこなうこと。
- ② 更年期障害について、産業医などによる相談窓口の開設、職場環境や作業の改善など予防・対策を講じること。

(11) 健康管理・安全体制を強化するために

① 安全衛生委員会の活動を強化すること。

- ・安全衛生委員会常任委員が、常に安全衛生活動の任務に専念できるよう、体制保障を行うこと。
- ・安全衛生委員会は、非正規職員もふくめた構成とし、「労安法」にもとづき最低月1回定期開催すること。
- ・公務災害が発生した際には、現場の巡視を行った上で再発防止策の提案が行える体制をつくること。
- ・公務災害発生職場や長時間残業職場など職場の実態に応じて安全衛生委員を拡充すること。
- ・職場ごとの安全衛生委員会の活動状況を職員安全衛生委員会に報告するなど、関係を整備することとあわせ、全職場単位に安全衛生委員会を確立すること。とくに交渉の到達点をふまえ、学校校務員の安全衛生委員会を早急に設置すること。
- ・安全衛生協力員制度を設け、すべての職場から選出するようにすること。
- ・職場巡視活動と提言・勧告・疾病予防・労災予防のための諸政策の確立など本来の委員会の果たすべき機能を強化すること。また、その推進をはかる事務局体制を充実させること。
- ・労働安全職場点検時に、災害時の職場環境の備えができていないか、職員用の休憩室の確保や資材や水・食料品等の備蓄についても点検を行うこと。
- ・衛生部会の活動も同様に強化すること。

② 産業医の充実をさらにすすめ、職員の健康実態の把握、治療計画の相談や、職場巡視などを実施すること。

③ 健康講座やニュースの定期発行など啓発活動の強化をおこなうこと。

④ 全職員を対象に、安全衛生に関する研修を実施すること。

⑤ 職員の健康維持・悪化防止の観点から、日常的に職員が参加できる「健康教室」を開催すること。

⑥ 健康管理手帳を全職員に発行すること。

⑦ はり・きゅう・マッサージ助成を行うこと。

⑧ お茶の一括購入が廃止されたもと、水分補給が必要な職場などについては、熱中症対策としての経口補水液等も含め、現課予算で購入すること。

(12) 関連労働者の健康を守るために

- ① 正職員と同様に一般健康診断の充実と生活習慣病健診や職業病にかかわる特別健康診断を実施すること。また、リハビリ勤務要綱についても適用すること。
- ② 母性保護に関する制度について、正職員と同様にすること。
- ③ 妊婦が安心して安全に出産できるよう、産前産後の保障を正職員と同様に行うこと。
- ④ 病気休暇制度をはじめ、市役所に働くすべての労働者が安心して働きつづけるため、各種制度において正職員と同様の取り扱いとすること。

(13) 業務が原因と考えられる罹災者については、基金の公務災害の認定を待つまでもなく、必要な補償や身分・体制の保障などを当局責任で行うこと。

公務災害見舞金制度のさらなる改善をすること。労災についても同様の対応を行うこと。

当局が責任を認めている図書館シックハウス被災者については、労災・公務災害が認められなかったもとで、労働保険や地方公務員災害補償基金に代わって、雇用者責任を果たすこと。

(14) 「地方公務員災害補償基金」について、当局として改善（認定基準の改善、審査会委員への労働者委員の推薦保障、迅速公正な認定、罹災者本人による請求の簡素化、現場調査の実施、「本部協議制」の廃止等）を働きかけること。

2 福利厚生の充実について

地方公務員法42条に当局の福利厚生実施責任が定められているもとで、福利厚生予算を削減することなく、維持・拡充し、雇用者責任を果たすよう、以下のとおり要求します。

(1) 職員厚生会事業の充実

- ① スキルアップ支援事業について、書籍・ビデオ購入等の対象を拡大するなど、職員が利用しやすく、スキルアップにつながるよう更なる充実をはかること。
- ② 職員厚生事業が廃止されたもとでも、健康管理に関わる福利厚生についてはいっそうの充実をはかること。引き続き家庭用常備薬を配布すること。
- ③ 健康促進事業補助金が廃止されたもとで、あらためて職員の親睦を深める事業を実施すること。
- ④ 職員厚生会の貸し出し備品にビデオプロジェクターを追加するなど会員の今日的ニーズに応えること。またやチケット幹旋などの事業充実をはかること。受付時間の拡大を行うこと。
- ⑤ 出先職場について、福利厚生備品の充実をはじめ、職員厚生会を利用しやすくするよう改善すること。
- ⑥ 本庁地下食堂並びに水道部庁舎の職員食堂を早急に再開し、食堂の継続的な経営に寄与する方策として、光熱水費を職員厚生会負担とすること。
- ⑦ クラブ・サークル助成金を復活するとともに、活動しやすい環境（クラブ・サークル室の設置等）、設備・備品の充実をはかること。

- ⑧ 退職者への福利厚生活動事業の内容を充実すること。また「吹田市職員退職者会」に対して、事務所の貸与を行なうこと。
- ⑨ 選択型福利厚生事業（カフェテリアプラン）については、職員の意見を反映し、さらに利用しやすくするよう事業者に対し改善を求めること。カフェテリアポイントの未消化を減らし、消化できなかった会員には何らかの救済措置を設けること。未利用ポイントを職員厚生会に還元できる制度とすること。

(2) 職員会館の施設・運営についての改善要求

- ① 職員会館にエレベーターや障がい者用トイレを設置するなど、障がいを持った職員に配慮した施設に改善すること。備品を充実すること。
- ② 職員会館の耐震工事を行うこと。また、耐震工事期間中は代替事務所を確保すること。
- ③ 職員会館の空調設備の改修を行うこと。
- ④ 大規模改修の検討にあたっては、職員厚生会監事の指摘をふまえ、積立金を活用するなど、すすめること。
- ⑤ 職員会館建設の歴史的経緯をふまえるとともに、本来の行政財産の目的外使用にはあたらないことから、職員会館の利用に不当な制約を行わないこと。また、組合事務所部分について不当な費用負担をおしつけないこと。
- ⑥ 職員会館の冷暖房は、開館時間に合わせて平日9時～22時及び土曜日9時～17時の間運転すること。
- ⑦ 職員会館の運営をはじめ職員厚生会の民主的運営を行うこと。
- ⑧ 職員会館1階の理髪室跡およびATM跡スペースについては、職員の元気回復のためのスペースとして整備を行うこと。
- ⑨ 4階大会議室を昼食休憩時に利用する職員のため、空調運転を行うこと。
- ⑩ 職員会館を非常災害時の防災要員の仮眠及び休憩場所とすること。また、防災要員の食料及び飲料水の保管所とすること。
- ⑪ 職員会館利用者の駐車料金を無料とすること。

(3) 共済組合について

- ① 公務員制度の一環としての共済制度の堅持と地域・職場の実情にあった運営を保障する各单位共済組合を維持し、年金積立金の取り扱いの変更などは組合員の理解と納得を得ること。
- ② 前期及び後期高齢者医療制度への納付金・支援金が、短期経理財政圧迫の大きな要因となるなか、団塊世代が後期高齢者に入り、現行制度のままでは共済組合の高齢者医療制度への負担が拡大する。国庫負担を増額するよう国に求めること。

(4) 施設改善等その他の要求

- ① 本庁舎はもとより出先庁舎についても、自転車・バイクの駐車スペース（職員用・市民用とも）の拡大と屋根の設置など整備を行なうこと。

- ② 本庁舎のバリアフリー化を早期に行うこと。トイレの改修では、手を触れずに開閉できるドア等感染症予防に配慮した設備を設置すること。
- ③ 更衣室の整備と更衣ロッカー拡充を行うこと。とりわけ、本庁に勤務する女子職員の増加に見合うよう本庁女子更衣室の拡大・改善を行うとともに、本庁男子更衣室の設置を行うこと。あわせて、地下更衣室はバリアフリー化できていないため、身体障がい者や妊婦、脚をケガした職員等に配慮すること。
- ④ 休憩室の拡大と改善を行うこと。本庁職場の休憩室を利用しやすい場所に確保すること。また、夜間緊急呼び出し時の休憩場所を確保すること。保育所の休憩室にエアコンを設置すること。
- ⑤ シャワー室の設置をすすめること。本庁については、シャワー室通路への屋根の設置、女子のシャワー室の改善など利用しやすくなるよう改善すること。また、保育所・幼稚園その他出先職場についてもシャワー室の改修・洋式トイレ化など設備の改善を行うこと。
- ⑥ 事務や作業に見合った必要な被服を、職員の希望を聞き貸与すること。市民から識別されるために不可欠な事務服の貸与を廃止せず、予算を確保して貸与を行うこと。
- ⑦ 本庁ATMの稼働開始時刻を8時30分からとすること。
- ⑧ 本庁地下売店(福祉型コンビニ)の内容の充実をはかること。
- ⑨ 本庁地下展示スペース跡を昼食場所など福利厚生のために活用すること。